

エステティックサービス契約書

サロン控

No.

裏面の約款に基づき以下のとおり契約を締結します。

■契約締結年月日 年 月 日 ■役務提供期間 年 月 日迄

裏面を必ずお読み下さい。

■ ご契約者様 (甲)	お名前 (フリガナ)	①未婚 ②既婚 ③独身		〒	-	
		昭和 年 月 日 平成 () 歳	ご住所			
	TEL	携帯		Eメール	@	
	お仕事 ①無職 ④自営 ②主婦 ⑤勤務 ③学生	名称	〒	-	所在地	TEL
ご契約者様が未成年の場合は親権者様の同意を必要とします。						
甲の親権者	▼甲がこの契約をすることに同意します。		続柄 父 母 その他()			
	お名前 (フリガナ)	住所	〒	-	TEL	
連絡先: ご自宅 勤務先 その他() Eメール @						

■ 施術サービス	入 会 金									
	役務(コース)名	チケット枚数・回数	枚・回単価	時間/1回	総時間数	金額(消費税込)				
小 計										
■ 関連商品	商品名	数量	単 価	金額(消費税込)	関 連 商 品	数量	単 価	金額(消費税込)		
	湿布(背・腹・セット)									
	ハイデンスティ オイル									
	ジェル ラケシス									
	エスティタート ポリッシュ									
	フォームメーカー									
	セレクトエッセンス									
小 計										
現金価格合計(消費税込)										
契 約 時 入 金										
残 金										
■ 支払方法	現金	月 日			銀行振込み 振込口座:					
		月 日			その他()					
	サロン 分割払	年 月 日より			分割登録手数料¥ 初回支払額¥					
	お支払総額				詳細はお支払計画書の通りです。					
・前払い金の保全措置はありません。					契約書を受領しました。 年 月 日					

上記内容にて確かにお受けいたしました。

■ エステティックサービス提供事業所(乙)

所在地
会社名
代表者
電話番号

■ サロン

所在地:
サロン名:
電話番号:
担当者名:

個人情報の
取り扱いについて
お客様よりお預かりした
情報は、サロンにて管理し、
他の目的には一切使用いたしません。

エステティックサービス契約書約款

- 第1条 お客様（以下「甲」といいます。）は、本契約書記載の内容を承諾の上、本日当サロン（以下「乙」といいます。）に対し、エステティックサービスの申し込みを行い、乙は甲の申し込みを承諾しました。
2. 甲が未成年者の場合は、親権者の同意を必要としますので、親権者の同意を確認した上で本契約の成立とします。（本契約書の親権者の欄にご記入ください。）
- 第2条 乙は、甲に対し、乙に定めるエステティックサービスのなかから甲が選択するサービスを、契約書記載の対価・チケット枚数・回数・施術時間により行うものとします。但、契約書面上に記載できない内容は別紙添付書面により行うものとします。
2. サービスに付随して必要となる化粧品等の関連商品の販売を行う場合には、その関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとします。
3. 乙は、甲に対するサービスの提供の記録を作成し、その記録を常備するものとします。
- 第3条 甲は、乙からエステティックサービスを受けるにあたって、支払いの方法として、前払金の現金一括払い又はサロン分割払いのなかから甲の希望する方法を選択できるものとします。
- 第4条 この契約の有効期限は、契約書に記載された役務提供期間となります。有効期限を経過した場合、本契約に定めるお客様の権利は無効となります。ただし甲乙の合意により有効期限を延長した場合はこの限りではありません。（甲が期間の延長を希望する場合は、有効期限の30日前までに、乙に申し出なければなりません。）
- 第5条 乙は、エステティックサービスを行うに際し、事前に、甲に対し、同人が皮膚疾患等により治療中であるか、アレルギー体質であるか、薬を服用しているか、敏感肌性であるかその他エステティックサービスを受ける障害となる事由があるか否かを、聴取し、確認するものとします。
2. エステティックサービスの期間中に、甲が体調を崩したり、サービス部位に異常を生じた場合には、甲はただちに、乙に対し、その旨を伝えるものとします。この場合、乙はただちにエステティックサービスを中止します。また、その原因が乙に起因する疑いがある場合には、とりあえず乙の負担で、甲に医師の診断を受けていただく等の適切な処理を図ることにします。
- 第6条 甲は、本契約を定める事項を記載した契約書面を受けた日から起算して8日以内であれば、書面又は電磁的記録（電子メール等）により、申し込みを撤回し、又は、契約を解除することができるものとします。
2. 前項のクーリングオフに関して不実のことを告げられ誤認し、又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクーリングオフができます。
3. 第2条第2項に定める化粧品等の関連商品については、未使用のものに限り、本条の適用を受けるものとします。但し、開封商品であっても乙が甲に商品を使用させ、又は消費させた場合はクーリングオフを行うことができます。商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は乙の負担とします。
- 第7条 前条による申し込みの撤回又は契約の解除は、甲が申し込みを撤回する旨、又は契約を解除する旨を記載した書面又は電磁的記録を、乙宛てに発信したときに、その効力が発生するものとします。
- 第8条 第6条による契約解除については、解約損料及び利用したサービスの対価は不要とし、乙は、甲から受領した前払金を速やかに甲に返還するものとします。なお、前払金を返還する際の費用は乙の負担とします。すでに役務の提供をされたときでも、役務の対価は請求しません。
- 第9条 第6条に定める期間を経過した場合にも、乙に申し出るにより契約を解除することができます。この場合、甲は、乙に対し、契約残額の10%の解約損料を支払うものとします。ただし、解約損料は、2万円を超えることができないものとします。
2. 第2条第2項に定める関連商品については、前項による解約ができるものとします。ただし、商品の状態により商品価値が残存していないと評価されることがあります。
3. 有効期限を経過した契約に関しての解約は認められません。
- 第10条 甲が、前条により契約を解除した場合、乙は、すでに受領している前払金のうち、下記算式によって計算された精算金を、契約解除の日から1ヶ月以内に甲の指定する金融機関に振り込んで返還するものとします。ただし、精算金がマイナスの場合、甲は乙に対しその不足分を支払うこととします。
- 〔算式〕
精算金＝支払総額－（1回当たりの料金×利用回数または、利用済チケット枚数×1枚単価及び未精算キャンセル料）
－解約損料－（関連商品価額－通常の未使用相当額）
サロン分割の解約は、別途、お支払計画書の規定に従うものとします。入会金は返還はしないものとします。
2. 前項の場合において、サービスを提供する場所に変更等、乙の都合によって甲がサービスを受けることが著しく困難になったことにより、甲が契約の解除をした場合には、乙は、甲に対し、前項の精算金の計算にあたり、解約損料を控除しないものとします。
- 第11条 甲の自己都合により、施術予約をキャンセルする場合、甲は乙に別紙添付書面による所定のキャンセル料を支払うこととします。
- 第12条 甲は、本契約に係り甲が乙に提供した甲、連帯保証人、及び連帯保証人予定者（以下「甲ら」という）に関する個人情報のうち、下記内容に限って乙がその営業管理（ア、契約内容遂行の為のご連絡。イ、商品等のご案内状送付。ウ、ご挨拶状送付。）上、取扱うことに同意致します。
2. 上記同意の対象とする個人情報は次のとおりとします。
ア、属性情報（甲らの属性に関する情報）
イ、契約情報（本契約に関する情報）
ウ、本人確認の為の情報（甲らが本人であることを確認する為に得た情報）
3. 契約が不成立の場合であっても、甲はその理由の如何を問わず、本契約に係る個人情報が一定期間利用されることに同意致します。
- 第13条 本契約に定める事項について疑義が生じた場合、その他本契約に関して紛争が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。

クーリングオフ契約解除の文例

令和〇年〇月〇日、貴社との間で締結した〇〇〇〇の役務契約について、約款第6条及び第7条の規定に基づき解除します。
なお、私が貴社に支払った代金の金〇〇〇円を、至急下記銀行口座に振り込んでください。
また、私が、保管している商品を至急引き取ってください。
〇〇銀行〇〇支店、普通預金口座〇〇〇〇号
口座名義人 〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日
契約者 住所 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇 印
住所 〇〇〇〇
〇〇会社
代表者 〇〇〇〇 殿